

「低濃度 PCB 含有電気機器等の調査方法・適正処理に関する手引き（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載

(2) 意見募集期間

令和4年2月10日（木）～令和4年2月23日（水）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送

(4) 意見提出先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者・団体数

23 個人・団体

(2) 整理された意見総数

49 件

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	低濃度 PCB 使用製品は、PCB 特措法で規制されていないので、使用中の段階では、保管状況届に記載する義務はないのではないかと。	PCB 特措法施行規則において、PCB 廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項を様式第 1 号に記載することとされています(同施行規則第 20 条第 1 項第 5 号)。低濃度 PCB により汚染された電気機器等について、廃棄物となった段階で令和 9 年 3 月末までに処分する義務が発生するため、期限内処理を実現するため、保管状況の届出のお願いをしています。
2	製造年が 1990 年より前の封じ切り機器であり現在も使用中の場合、「低濃度の可能性がある」ことを記録しておくとなっており、濃度確認や処分については一切決められていない。使用に問題がなければ所有者は当然使用し続けると考えられる。2027 年 4 月以降に機器入れ替え等により廃止し、処分を行う段階になって受け入れ検査で低濃度が判明するという事態は容易に予測できる。使用中は違法ではないのに、処分する時点で違法となるという仕組みは現実的ではない。封じ切り機器の継続使用を損なわない検査方法を急ぎ確立するか、機器入れ替えへの助成を行うなどの対策を行う必要があるのでは。	低濃度 PCB 廃棄物は PCB 特措法に基づき令和 9 年 3 月末までに自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないこととされています。御指摘の課題については、PCB 廃棄物処理基本計画において、低濃度 PCB 廃棄物については、低濃度 PCB 廃棄物の該当性の確認手法の取りまとめ等低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討すること、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めるとともに、その処理料金の低減を図ることなどが記載されており、有識者会議等において検討を進めているところです。なお、計画的に処理していただくために、処理期限の設定から 10 年以上の期間を設けております。
3	タイトル等で使われている「低濃度 PCB 含有電気機器等」の「等」とは何を意味するのか。	御指摘を踏まえ、「等」の記載は削除します。
4	期限内に処分しない場合の行政処分や罰則の内容について記載してはどうか。	御指摘を踏まえ、P2 に改善命令の対象となることを追記します。
5	高濃度 PCB 廃棄物は、全国 5 か所に整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) で処理が行われていますとの表現は誤解を招くのでは。	御指摘の内容は既に処分期間が終了している事業エリアもある上での適切な表現をすべきとの趣旨かと思われますので、P2 の記載を「全国 5 箇所に整備された」との文言を削除します。
6	低濃度 PCB 該当性判断方法について、平成 5 年末以降の機器でも絶縁油の交換等が行われていれば「汚染可能性不明」とされているが、例えば「平成 20 年製」であっても、何らかの理由で絶縁油が交換された場合は「汚染可能性不明 (=分析必要)」と整理されるのか。	絶縁油の交換がされており、台帳等で PCB の有無が確認できない場合は P5 の注釈のとおり、分析が必要です。なお、設備台帳や機器台帳において PCB に汚染されていない絶縁油を使用していることが確認出来た場合は測定の必要はありません。
7	「無害化処理事業者への処分委託手続き・処分」の欄に、処分期間 (令和 9 年 3 月 31 日まで) を記載してはどうか。	御指摘を踏まえ、P9、10 に処分期間を追記します。

8	小規模な作業場を有する事業所、農家などに情報を行き渡らし、さらに点検をしてもらう施策を講じる必要がある。また、埋もれた高濃度の小型コンデンサーが大量に出てくることも十分に予想されるので、周知は速やかに、広く目に留まる形で実施すべき。なお、小規模事業者の調査には地域密着の町の電気工事業者の存在が不可欠である。業界団体を通じて点検事業を広く行ってもらうことは出来ないか。	本手引きの周知のため、HP への掲載や報道発表、説明会の開催等、さまざまな手段による周知活動を積極的に行います。 御指摘の業界団体を通じた点検事業については実施方法を検討します。
9	使用中の低濃度疑い封じきり機器の使用をやめなければならない法的根拠は何か。さらに、穴を開けて非PCBだった場合の金銭的補償はあるのか。	PCB 特措法では低濃度 PCB 廃棄物のみが届け出対象であり、令和9年3月末までに処分委託等がされない場合は改善命令の対処とされています。しかし、使用中の機器についても廃棄される段階になると同法が適用されるため、期限内処理を実現するため、自主的に確認をお願いするものです。
10	30年以上前のコンデンサーは使用禁止にする法整備が必要ではないか。また、使用者には30年超え機器の有無の点検、交換を義務付けるとともに費用の補助等のインセンティブを与えるべき。	今回の手引きへの意見募集の対象外と考えますが、御意見として承ります。
11	「使用中の電気機器」「低濃度 PCB 含有電気工作物」とは、自家用電気工作物のみをさしているのか、非自家用も含むのか。	「使用中の電気機器」には、低濃度 PCB により汚染されているすべての電気機器を対象としており、電気事業法に定められる12品目以外も調査対象としてお願いしています。
12	7ページの調査手順について揚水ポンプ、乾燥機、業務用冷凍機等の低圧進相コンデンサーは、機器近くの壁などに直付けされていることも多いため、分電盤内のみを調査すればよいという誤解を与えないよう、表現を改めるべきでは。	御指摘を踏まえ、「分電盤」の後に「や壁面等」を追記します。
13	「微量 PCB 汚染」と「低濃度 PCB 汚染」との表現があり、手引きを見た事業者が混乱しないようにするため、「低濃度 PCB 汚染」に統一するか、微量 PCB 汚染の定義を記載すべきではないか。	御指摘を踏まえ、「PCB 汚染」との表現に統一し、微量との表現を削除します。
14	低濃度の調査の過程で、高濃度が見つかった場合のことを想定した記載を加えておいたほうがよいのではないか。	御指摘を踏まえ、P6の注書きに高濃度 PCB 使用ではないことを確認するよう追記します。

15	P2について、ストックホルム条約の期限としては記載のとおりであるが、2行後にある国内法の期限との関係が一見してわかりにくい。あくまでPCB特措法の期限が処理期限であるのでそれが容易にわかるような記載にしたほうがよいのではないか。	御指摘を踏まえ、後者のPCB特措法の期限について太字とします。
16	PCBに詳しくない人でも確認できるよう、トランスやコンデンサの銘板の位置、銘板の読み方等が例示でわかるような写真があったほうがよいと思う。	銘板情報の例等については、別途作成しています「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き(技術者向け詳細版)」に記載しています。
17	低濃度に関して分析が必要であること、分析業者をどこで調べられるかを、より注目が向かうように強調表示等をしてもらいたい。	分析機関の調べ方等については、別途作成しています「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き(技術者向け詳細版)」に記載しています。
18	費用の目算を立てていただくため、処分費用の目安を示してほしい。	低濃度PCB廃棄物の処分費用は、廃棄物の種類や容量、保管状態等によって変動するため、一概にお示しすることは困難です。
19	分析終了から無害化処理事業者への委託の流れについて、保管者が何をどうしたらよいかのわかりやすいように、より詳細で分かりやすいフローを示してほしい。	具体的な無害化処理認定事業者等の情報については、別途作成しています「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き(技術者向け詳細版)」に記載しています。
20	P11について、保管基準による保管と、自治体への届出は項目を分けるべきではないか。また、収集運搬業者へ委託を行ったかどうかのチェック項目を設けたほうがよいのではないか。処分後の自治体への届出は項目を分けるべきではないか。	御指摘を踏まえ、保管基準に係る事項と届出に係る事項を分ける記載に修正します。
21	P11について、処理を委託したかどうかをチェックする意義があるので、「処理する予定」は不要ではないか。	御指摘を踏まえ、文言を修正します。
22	低濃度PCB含有機器を廃棄する場合は、PCB廃棄物として期限内に処分しなければならないとあるが、廃棄予定がない使用中の機器の扱いについても明確に示す必要があるのではないか。	表紙に「将来的に廃棄される予定の低濃度PCB廃棄物も含め」と記載しております。

23	非自家用電気工作物における調査手順において、廃業等によりメーカーに確認できない場合の取扱いを記載していただきたい。	メーカーに確認出来ない場合の対応については、別途作成しています「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）」に記載しています。
24	低濃度 PCB 廃棄物を保管する際の掲示板の作成例を掲載していただきたい。	廃棄物処理法に基づく保管基準については、P8（1）にて記載しています。低濃度 PCB 保管場所の作成例については、各自治体の HP 等に掲載されているので原案のとおりとします。
25	手引きを作成し、中小企業等に改めて周知することとされているが、実際の周知に当たっては、各業界団体に行うだけでなく、個別の各事業者への周知も行っていただきたい。	毎年、経済産業省と実施している説明会等も活用し、今後も事業者等に周知を実施します。
26	2 ページのイラストについて、全ての低濃度 PCB 廃棄物の入口基準が 0.5mg/kg であるように読みとれるため、コンクリートくず等の入口基準も誤解されるのではないか。	御指摘を踏まえ、該当箇所には注釈「※絶縁油中の PCB 濃度の場合。」を追加します。
27	8 ページのイラスト等について、印刷すると不鮮明で分かりにくいものがあるため、改善が必要ではないか。また、実際に発生した事案として、PCB が床に漏洩していたケースが複数発生している。そのため PCB が床上に漏洩しない措置が必要であることを記載していただきたい。	御指摘を踏まえ、イラストについて見やすいように修正します。漏洩防止については、別途作成しています「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）」に記載しています。
28	7 ページの低圧コンデンサーについては、メーカーが個別機器の非含有の見解を出しているのか。	メーカーの見解については、別途作成しています「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）」に記載しています。
29	使用中であるコンデンサー等の絶縁油封じ切り機器については、代替機と入替を行うとともに、令和 9 年 3 月末までに適正処理できるように採油して PCB 濃度を測定する必要がある旨を記載すべき。また、同ページのフローチャートは使用中のコンデンサーは使い続ければ PCB 含有の確認が不要とも読める。	御指摘を踏まえ、P6 の注釈に「低濃度の PCB により汚染された機器を廃棄する場合は、低濃度 PCB 廃棄物として PCB 特措法において令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までに処分しなければならない」と追記します。また、同ページ※2に「廃止後分析を実施すること」と追記します。
30	低濃度 PCB の調査全般について、海外メーカー製品等を考慮し、製造年の確認だけでなくメーカーへの問合せを行う旨の記載が必要ではないか。	海外製の絶縁油使用の電気機器についての確認については、別途作成しています「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）」に記載しています。

31	微量 PCB を含む安定器が存在することの記載が必要ではないか。	安定器については、現時点では無害化認定施設で安全に無害化できるか確認できていないため、無害化認定施設で処理可能な機器と区別するため、本手引きの対象外としています。
32	低濃度 PCB 該当性判断方法において、製造年が変圧器等は「平成5年以前」、コンデンサー等は「平成2年以前」のものに汚染の可能性ありとしているが、現在のパンフレットでは、それぞれ「平成6年以降」、「平成3年以降」のものは汚染の可能性がないとなっている。表現を統一したほうがよいのではないか。	御指摘を踏まえ、パンフレットの記載に合わせて修正します。
33	調査方法・調査手順において、万が一製造年が「昭和47年以前」であった場合には高濃度の可能性がある。また、汚染の可能性のある期間に製造された機器であっても、絶縁油封じ切り機器の場合は低濃度の可能性が否定されるものも存在する。製造年が「昭和47年以前」の場合の高濃度の可能性に関する事、及び汚染の可能性のある期間に製造された機器であっても製造者への問合せが有用であることについて記載したほうがよいのではないか。	御指摘を踏まえ、P6 に銘板情報から高濃度 PCB 使用のものでないことを確認することを追記します。
34	調査手順において、絶縁油封じ切り機器の場合は、廃止後に分析するか低濃度 PCB 廃棄物とみなして処分となっているが、処分期間内に処分を終えるためには、早期の廃棄が必要となる。処分期間内の廃止や早期の廃止等について記載したほうがよいのではないか。	御指摘を踏まえ、低濃度の PCB により汚染された機器を廃棄する場合は、低濃度 PCB 廃棄物として PCB 特措法において令和9年(2027年)3月31日までに処分しなければならない旨記載します。
35	P5 の低濃度 PCB 該当性判断方法について、2003 年以降製造の変圧器等については、分析の必要は無く、一般産業廃棄物として処理出来るようにしていただきたい。	今後の施策の検討にさせていただきます。
36	含有調査のため費用や一般の機器よりも高額となる処分費用について、すべて事業者が負担する点について説明を記載すべき。	事業者の自己負担等なる点については自明であることから、原案のとおりとします。
37	低濃度 PCB 廃棄物になる旨やどこに問い合わせればよいのか等の説明を入れていただきたい。	本手引きの最終ページにお問い合わせ窓口を記載しています。

38	冒頭に作成の目的と対象とする者を明確にする文章を入れたらわかりやすいのではないかと。	御指摘を踏まえ、表紙の2ポツの文章に「古い電気機器等の所有者」との主語を追記します。
39	英数字のフォントが統一されていない。	御指摘を踏まえ、フォントを統一します。
40	富士電機製については、平成6年に出荷された機器に PCB 汚染の可能性が残る旨の説明を記載していただきたい。	御指摘を踏まえ、P6 に注記「富士電機(株)製の一部の機器では平成6年(1994年)までに出荷された機器にも PCB 汚染の可能性が残るとされている。」と追記します。
41	P6 について、「絶縁油の入替等がされているか」は「絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できるか」としていただきたい	御指摘を踏まえ、P6 の記載を「絶縁油の入替・継ぎ足しがされているか」と修正します。
42	P7 の A 5 及び B 4 は、「微量 PCB 汚染の可能性のあるものであれば前ページの調査手順（コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器の場合）に沿って調査する。」と明確にさせていただくか、同ページにて説明いただきたい。	御指摘を踏まえ、P7 の記載を「(コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器の場合)」と追記します。
43	「届出をして下さい」という記載があるが、ページによっては「届出をしてください」となっている。	御指摘を踏まえ、「届出をしてください」と統一します。
44	詳細の対応をするためには「技術者向け詳細版」を見る必要があるため、入手方法を記載いただきたい。	技術者向け詳細版についても、同時期に公表する予定です。

45	「廃棄物等」と「PCB 廃棄物」に下線があるが、意図的なものか。	御指摘を踏まえ、下線を削除します。
46	「低濃度 PCB 廃棄物とみなして処分する場合であっても適正に保管」の記載が9ページと10ページで異なるので統一していただきたい。	御指摘を踏まえ、文言をP10の「PCB濃度が0.5mg/kg超であった場合はPCB廃棄物として適正に保管、低濃度PCB廃棄物とみなして処分する場合であっても適正に保管」と統一した表記に修正します。
47	<p>手引きの利用者が法に基づき適切な判断を行えるよう、各項目でまとめられている内容に対して、具体的には最新の関係法令やガイドライン等の確認を促す注釈を加えてはいかがでしょうか。</p> <p>p2 高濃度・低濃度の定義について ⇒具体的にはPCB特措法を確認すること</p> <p>p8 必要な届出 ⇒使用中電気機器に関しては電気関係報告規則 廃棄物に関してはPCB特措法を確認すること</p> <p>p5 注2 みなし処理 ⇒低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン-焼却処理編-を参考とすること</p> <p>p11 チェックリスト ⇒具体的にはPCB特措法や電気事業法を確認すること など</p>	御指摘を踏まえ、P2には「詳細はPCB特措法を確認すること」、P8には1(1)使用中の電気機器の場合の後ろに「(電気時間系報告規則を確認)」、1(2)保管中・廃棄物の場合の後ろに「(PCB特措法を確認)」、P11には「具体的な手続についてはPCB特措法や電気事業法等を確認すること」と追記します。なお、P5のみなし処理の記載については、当該ガイドラインは処理事業者向けのガイドラインになるため、原案のとおりとします。
48	PCB含有機器等は、築年数が経過したビル、工場等に使用されていることが多いことから、今後、より一層、PCBの適正な調査・処理を推進していくためには、国土交通省から各業界団体を通じて宅地建物取引業者に適正な調査・報告・処理を行うよう周知徹底する必要があると考えます。また、宅地建物取引業に従事していないビルオーナーに対しても周知・徹底を図る必要があることから、一般社団法人日本ビルディング協会連合会を通じて各地のビルディング協会に対しても適正な調査・報告・処理を行うよう周知徹底する必要があると考える。	周知の際に検討させていただきます。

49	<p>4 頁絶縁油が PCB に汚染されている可能性がある非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）について、「X 線発生装置、X 線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレーター等の昇降機等」「工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等」とあるが、「低圧コンデンサー」が使用されている可能性のある機器や場所をより詳細に記載すべき。また現時点で判明している情報を記載すべき。あわせて電気機器についての製造業者への問い合わせ方法を記載すべき。また、「低圧コンデンサー」とは具体的にどのような種類があり、どこまでが調査の対象なのかその基準を明確にすべき。また、調査対象に該当するかを製造業者等に問い合わせることが想定されるが、それが本手引きでは明記されていないため。</p>	<p>低圧コンデンサーの使用されている機器の情報等については、別途作成しています「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）」に記載しています。</p>
----	---	--

※頂いた御意見について、一部要約し、整理しています。（本手引きの内容と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。）